

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十九条第一項及び第四十五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義孝

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令

（鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部改正）

第一条 鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第五条 法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項までの登録（第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請（以下この条において単に「申請」という。）をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第五条 法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項までの登録（第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項まで、</p>

---

容が既にこの条の規定による主務大臣の登録を受け、提出している他の申請に係る書類又は既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類若しくは役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。以下「役務認証命令

---

第三十三条第一項又は第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類又は役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

---

「という。」第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一〇五 「略」

(認証に係る審査の実施時期及び頻度)

第九条 法第三十条第三項及び第三十一条第二項（これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

四 被認証者が 認証に係る鉦	一〇三 「略」	「略」	「略」
条の審査（ただし、	第十一条及び第十二	「略」	
			「略」

一〇五 「略」

(認証に係る審査の実施時期及び頻度)

第九条 法第三十条第三項及び第三十一条第二項（これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

四 被認証者が 認証に係る鉦	一〇三 「略」	「略」	「略」
条の審査（ただし、	第十一条及び第十二	「略」	
			「略」

<p>五〇八 「略」</p>	<p>工業品若しくは はその加工技 術の仕様を変 更し、若しく は追加し、又 はその品質管 理体制を変更 しようとする とき</p>
<p>「略」</p>	<p>当該変更により当該 鉱工業品が日本産業 規格に適合しなくな るおそれのないとき には、製品試験及び 現地調査又はこれに 類する調査（以下「 現地調査等」という 。）の全部又は一部 を省略することがで きる。）</p>
<p>「略」</p>	

（認証に係る審査の方法）

<p>五〇八 「略」</p>	<p>工業品若しく はその加工技 術の仕様を変 更し、若しく は追加し、又 はその品質管 理体制を変更 しようとする とき</p>
<p>「略」</p>	<p>当該変更により当該 鉱工業品が日本産業 規格に適合しなくな るおそれのないとき には、製品試験及び 現地調査の全部又は 一部を省略すること ができる。）</p>
<p>「略」</p>	

（認証に係る審査の方法）

---

第十一条 「略」

2・3 「略」

4 第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査等を行う前に行われた場合であつて、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の鉱工業品の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があつた場合には、当該製品試験の結果を用いて審査してはならない。

5 「略」

第十二条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る鉱工業品又はその加工技術に係る被認証者等の社

---

第十一条 「略」

2・3 「略」

4 第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査等を行う前に行われた場合であつて、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の鉱工業品の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があつた場合には、当該製品試験の結果を用いて審査してはならない。

5 「略」

第十二条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る鉱工業品又はその加工技術に係る被認証者等の社

---

---

内規格その他製造又は加工に関する書類を調査するとともに、当該鉱工業品を製造し、又は加工する全ての工場又は事業場に対し現地調査等を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。ただし、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行う場合には、現地調査等を省略することができる。

(被認証者等に対する通知の基準)

第十九条 「略」

2 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通

---

内規格その他製造又は加工に関する書類を調査するとともに、当該鉱工業品を製造し、又は加工する全ての工場又は事業場に対し現地調査を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。ただし、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行う場合には、現地調査を省略することができる。

(被認証者等に対する通知の基準)

第十九条 「略」

2 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通

---

知するものとする。

一 「略」

二 被認証者から認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき 国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査等を行うかどうかの決定

三 「略」

3 「略」

(認証の業務に従事する者)

第二十六条 次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実

---

知するものとする。

一 「略」

二 被認証者から認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき 国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査を行うかどうかの決定

三 「略」

3 「略」

(認証の業務に従事する者)

第二十六条 次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実

---



---

務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を取得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一 「略」

二 第十二条の現地調査等の業務に従事する者

現地調査等の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三 「略」

2 日本産業規格 Q 9001 又は ISO 9001 の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査等に従事する者は、日本産業規格 Q 9001 又は ISO

---

務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を取得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一 「略」

二 第十二条の現地調査の業務に従事する者 現

地調査の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三 「略」

2 日本産業規格 Q 9001 又は ISO 9001 の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査に従事する者は、日本産業規格 Q 9001 又は ISO

○九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければ  
ならない。

九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければな  
らない。

備考 表中の「」は注記である。

様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第5（第5条及び第7条関係）

登 録 （ 登 録 の 更 新 ） 申 請 書

年 月 日

殿

住 所  
 申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 法 人  
 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名

産 業 標 準 化 法 第 3 9 条 第 1 項 （ 第 4 2 条 第 2 項 に お い  
 て 準 用 す る 同 法 第 3 9 条 第 1 項 ） の 規 定 に よ り 同 法 第 3  
 0 条 第 1 項 及 び 第 2 項 、 第 3 1 条 第 1 項 並 び に 第 3 7 条  
 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で （ 第 4 2 条 第 1 項 ） の 登 録 （ 登 録  
 の 更 新 ） を 受 け た い の で 、 別 紙 書 類 を 添 え て 申 請 し ま  
 す 。

記

更 新 を 受 け よ う と す る 登 録 の 根 拠 条 項		
登 録 （ 登 録 の 更 新 ） を 受 け よ う と す る 鉦 工 業 品 又 は そ の 加 工 技 術 の 区 分	登 録 区 分 の 名 称	
	日 本 産 業 規 格 の 番 号	
認 証 の 業 務 を 行 う 区 域		
登 録 （ 登 録 の 更 新 ） を 受 け よ う と す る 認 証 機 関 の 連 絡 先 等	法 人 番 号	
	電 話 番 号	
	ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	
認 証 を 行 う 事 務 所	ふ り が な 名 称	
	ふ り が な 所 在 地 （ 郵 便 番 号 ）	
	電 話 番 号	

自ら認証に係る製品試験を行う試験所	試験方法の区分の名称	
	製品試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
	ふりがな 名称	
	ふりがな	
	所在地 (郵便番号)	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

別紙書類  
一覧

- 鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第5条各号
- 1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第1号）
  - 2 認証の業務を行う組織に関する事項（第2号イ）
  - 3 認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に  
対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第  
2号ロ）
  - 4 職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認  
証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業  
務の範囲（第2号ハ）
  - 5 2から4までに掲げるもののほか認証の業務の実  
施の方法に関する事項（第2号ニ）
  - 6 認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該  
業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項  
（第2号ホ）
  - 7 認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある  
場合は、その実績（第2号ヘ）
  - 8 主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者で  
ある場合には、その旨を含む。）を記載した書類  
（第3号）

9	役員（合名会社、合資会社又は合同会社）又は当該役員（過去2年間を記載した書類）であつて、業務担当者（業務執行役員又はその役員）の氏名、主たる業務（第4号）
10	製品試験の業務の概要及び業務の実績（第5号イ）
11	製品試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（第5号ロ）
12	製品試験の業務を行う施設の概要（第5号ハ）
13	製品試験の業務を行う組織に関する事項（第5号ニ）
14	製品試験の業務の実施の方法に関する事項（第5号ホ）
15	製品試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験の有する場合は、その実績（第5号ヘ）

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とすること。
- 2 「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第30条第1項及び第2項、第31条第1項並びに第37条第1項から第3項までのうち該当するものを記入すること。
- 3 「日本産業規格の番号」の欄は、鉱工業品又はその加工技術の区分に該当する日本産業規格の番号を記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。
- 4 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
- 5 「ホームページアドレス」の欄は、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認定に関する省令第14条第2項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
- 6 「認証を行う事務所」の欄は、事務所が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
- 7 「自ら認証に係る製品試験を行う試験所」の欄は、当該試験所について産業標準化法第41条第

1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

8 係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

9 号の基準に適合しるているかどうかるにこのつとい

10 受所がよ2以とすある場合記入別紙に載すを

11 試験別紙の法業。に区分したるに載すを

12 1 査試験別紙の法業。に区分したるに載すを

13 第審、記したるに載すを

14 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

15 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

16 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

17 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

18 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

19 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

20 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

21 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

22 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

23 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

24 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

25 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

26 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

27 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

28 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

29 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

30 1 項のた旨し「るす要が名「及、第1てまる載係入重臣の号号条つと上添102す外11務い類そ12号条3臣日条合と「削13化第そ6計書こ14録受

標準化法第57条第1項又は第66条第1項の登録申請書の写しを添付すること。

様式第6（第8条第1項関係）

事業承継届出書

年 月 日

殿

住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、登録認証機関の地位を承継したので、  
産業標準化法第43条第2項の規定に基づき、別紙書類  
を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名 又は名称及び法人 にあつてはその 代表者の氏名		
被承継人の住所		
被承継人の登録 番号		
承継人の連絡先 等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページ アドレス	
承継人の認証を 行う事務所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地（郵便 番号）	
	電話番号	
	ふりがな 名称	
承継人の自ら認 証に係る製品試 験を行う試験所	電話番号	
	関連する事務 所の名称及び 所在地	
	氏名及び役職	
認証管理責任者	電話番号	



	電子メールアドレス	
承継の期日		
承継の理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とすること。
- 2 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
- 3 「ホームページアドレス」の欄は、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第 14 条第 2 項及び第 21 条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
- 4 「承継人の認証を行う事務所」の欄は、事務所が 2 以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
- 5 「承継人の自ら認証に係る製品試験を行う試験所」の欄は、産業標準化法第 41 条第 2 項の認証機関登録簿に記載されている試験所を承継した場合に記入すること。また、試験所が 2 以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、試験所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
- 6 「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、2 以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。
- 7 地位を承継した事実を証する次に掲げるいずれかの書面及び譲り受けた登録証を添付すること。
- (1) 当該登録に係る事業の全部を譲渡されたことを証する書類
- (2) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 登記事項証明書
- (4) (1) ～ (3) に準ずる書面

(電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部改正)

第二条 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令(令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第五条 法第三十二条第一項から第三項まで並びに第三十七条第四項及び第五項の登録(第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。)の申請(以下この条において単に「申請」という。)</p> <p>〔をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければな</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第五条 法第三十二条第一項から第三項まで並びに第三十七条第四項及び第五項の登録(第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。)の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第三</p>

---

らない。ただし、当該書類の内容が既にこの条の規定による主務大臣の登録を受け、提出している他の申請に係る書類又は既に法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定による主務大臣の登録を受け、提出している鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「鉱工業品等認証省令」という。）第五条各号の書類若しくは役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働

---

省令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、

---

省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一〇五 「略」

(認証に係る審査の実施時期及び頻度)

第九条 法第三十二条第四項（法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一〇三 「略」	「略」	「略」
---------	-----	-----

その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一〇五 「略」

(認証に係る審査の実施時期及び頻度)

第九条 法第三十二条第四項（法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一〇三 「略」	「略」	「略」
---------	-----	-----

<p>四 被認証者が 認証に係る電 磁的記録の仕 様を変更し、 若しくは追加 し、又はその 品質管理体制 を変更しよう とするとき</p>	<p>第十一条及び第十二 条の審査（ただし、 当該変更により当該 電磁的記録が日本産 業規格に適合しなく なるおそれのないと きには、電磁的記録 試験及び現地調査又 はこれに類する調査 （以下「現地調査等 」という。）の全部 又は一部を省略する ことができる。）</p>	<p>〔略〕</p>
---	---	------------

<p>四 被認証者が 認証に係る電 磁的記録の仕 様を変更し、 若しくは追加 し、又はその 品質管理体制 を変更しよう とするとき</p>	<p>第十一条及び第十二 条の審査（ただし、 当該変更により当該 電磁的記録が日本産 業規格に適合しなく なるおそれのないと きには、電磁的記録 試験及び現地調査の 全部又は一部を省略 することができる。）</p>	<p>〔略〕</p>
---	---	------------

五〇八 [略]

[略]

[略]

(認証に係る審査の方法)

第十一条 [略]

2・3 [略]

4 第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査等を行う前に行われた場合であつて、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の電磁的記録の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があつた場合には、当該電磁的記録試験の結果を用いて審査してはならない。

5 [略]

第十二条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法

五〇八 [略]

[略]

[略]

(認証に係る審査の方法)

第十一条 [略]

2・3 [略]

4 第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査等を行う前に行われた場合であつて、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の電磁的記録の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があつた場合には、当該電磁的記録試験の結果を用いて審査してはならない。

5 [略]

第十二条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法

---

のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る電磁的記録に係る被認証者等の社内規格その他電磁的記録の作成に関する書類を調査するとともに、当該電磁的記録を作成する全ての事務所又は事業場に対し現地調査等を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。

(被認証者等に対する通知の基準)

第十九条 「略」

2 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

---

のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る電磁的記録に係る被認証者等の社内規格その他電磁的記録の作成に関する書類を調査するとともに、当該電磁的記録を作成する全ての事務所又は事業場に対し現地調査等を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。

(被認証者等に対する通知の基準)

第十九条 「略」

2 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

---

---

一 「略」

二 被認証者から認証に係る電磁的記録の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき

国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査等を行うかどうかの決定

三 「略」

3 「略」

(認証の業務に従事する者)

第二十六条 次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業

---

一 「略」

二 被認証者から認証に係る電磁的記録の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき

国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査等を行うかどうかの決定

三 「略」

3 「略」

(認証の業務に従事する者)

第二十六条 次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業

---



務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一 「略」

二 第十二条の現地調査等の業務に従事する者

現地調査等の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三 「略」

2 日本産業規格 Q 九〇〇一又は ISO 九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査等に従事する者は、日本産業規格 Q 九〇〇一又は ISO 九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

一 「略」

二 第十二条の現地調査の業務に従事する者

現地調査の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上

三 「略」

2 日本産業規格 Q 九〇〇一又は ISO 九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査に従事する者は、日本産業規格 Q 九〇〇一又は ISO 九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

備考 表中の「」は注記である。

様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第5（第5条及び第7条関係）

登 録 （ 登 録 の 更 新 ） 申 請 書

年 月 日

殿

住 所  
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 法 人  
に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名

産 業 標 準 化 法 第 3 9 条 第 1 項 （ 第 4 2 条 第 2 項 に お い  
て 準 用 す る 同 法 第 3 9 条 第 1 項 ） の 規 定 に よ り 同 法 第 3  
2 条 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で 並 び に 第 3 7 条 第 4 項 及 び 第  
5 項 （ 第 4 2 条 第 1 項 ） の 登 録 （ 登 録 の 更 新 ） を 受 け た  
い の で 、 別 紙 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す 。

記

更 新 を 受 け よ う と す る 登 録 の 根 拠 条 項		
登 録 （ 登 録 の 更 新 ） を 受 け よ う と す る 電 磁 的 記 録 の 区 分	登 録 区 分 の 名 称	
	日 本 産 業 規 格 の 番 号	
認 証 の 業 務 を 行 う 区 域		
登 録 （ 登 録 の 更 新 ） を 受 け よ う と す る 認 証 機 関 の 連 絡 先 等	法 人 番 号	
	電 話 番 号	
	ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	
	ふ り が な 名 称	
認 証 を 行 う 事 務 所	ふ り が な	
	所 在 地 （ 郵 便 番 号 ）	
	電 話 番 号	
自 ら 認 証 に 係	試 験 方 法	

電磁的記録試験を行う試験所	の区分の名称	
	電磁的記録試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地 (郵便番号)	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
別紙書類一覧	<p>○ 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第5条各号</p> <p>1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの(第1号)</p> <p>2 認証の業務を行う組織に関する事項(第2号イ)</p> <p>3 認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に對する備え及び財務内容の健全性に関する事項(第2号ロ)</p> <p>4 職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲(第2号ハ)</p> <p>5 2から4までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項(第2号ニ)</p> <p>6 認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項(第2号ホ)</p> <p>7 認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績(第2号ヘ)</p> <p>8 主要な株主の構成(当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。)を記載した書類(第3号)</p> <p>9 役員(合名会社、合資会社又は合同会社において</p>	

	は、業務を執行する社員)又は事業主の氏名、略歴及び認定事業者の役員又はその旨を含まれる場合(第4号)
10	電磁的記録試験の業務の概要及び業務の実績(第5号イ)
11	電磁的記録試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別(第5号ロ)
12	電磁的記録試験の業務を行う施設の概要(第5号ハ)
13	電磁的記録試験の業務を行う組織に関する事項(第5号ニ)
14	電磁的記録試験の業務の実施の方法に関する事項(第5号ホ)
15	電磁的記録試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が電磁的記録試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績(第5号ヘ)
16	電磁的記録試験を実施する能力を有することを証する書類(第5号ト)

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とすること。
- 2 「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第32条第1項及び第5項のうち該当するものを記入すること。
- 3 「日本産業規格の番号」の欄は、電磁的記録の区分に該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。
- 4 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
- 5 「ホームページアドレス」の欄は、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第14条第2項及び第21条の規定によりインタネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
- 6 「認証を行う事務所」の欄は、事務所が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付する



こと。

- 14 登録の申請の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第2条の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、産業標準化法第57条第1項又は第66条第1項の登録申請書の写しを添付すること。

様式第6（第8条第1項関係）

事業承継届出書

年 月 日

殿

住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、登録認証機関の地位を承継したので、  
産業標準化法第43条第2項の規定に基づき、別紙書類  
を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名 又は名称及び法人 にあつてはその 代表者の氏名		
被承継人の住所		
被承継人の登録 番号		
承継人の連絡先 等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページ アドレス	
承継人の認証を 行う事務所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地（郵便 番号）	
	電話番号	
承継人の自ら認 証に係る電磁的 記録試験を行う 試験所	ふりがな 名称	
	電話番号	
	関連する事務 所の名称及び 所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	



	電子メールアドレス	
承継の期日		
承継の理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とすること。
- 2 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
- 3 「ホームページアドレス」の欄は、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第 14 条第 2 項及び第 21 条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
- 4 「承継人の認証を行う事務所」の欄は、事務所が 2 以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
- 5 「承継人の自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所」の欄は、産業標準化法第 41 条第 2 項の認証機関登録簿に記載されている試験所を承継した場合に記入すること。また、試験所が 2 以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、試験所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
- 6 「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、2 以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。
- 7 地位を承継した事実を証する次に掲げるいずれかの書面及び譲り受けた登録証を添付すること。
- (1) 当該登録に係る事業の全部を譲渡されたことを証する書類
- (2) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書
- (3) 登記事項証明書
- (4) (1) ～ (3) に準ずる書面

附 則

この省令は、公布の日から施行する。